

特定建設作業届出等手引き

令和7年12月

苫小牧市
環境衛生部 ゼロカーボン推進室
環境保全担当



目次

規制の内容	1
・指定地域とは	
・特定建設作業の種類	
・特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準	2
・特定建設作業の実施に係る届出	3
・その他規制に係る重要事項	
届出要領	4
・届出義務者	
・届出期限	
・届出の提出方法	
・必要となる添付書類	
・特定建設作業実施届出書(記載例)	5
記載要領	6
・届出者	
・特定建設作業の種類	
・実働時間	
・作業をしない日	
・下請人	
・その他:近隣周知について	
特定建設作業の種類(詳細)	7
・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	
・びょう打ち機を使用する作業	8
・さく岩機を使用する作業	
・空気圧縮機を使用する作業	
・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	9
・バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業	
・バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業に係る除外規定	10
・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
・舗装版破碎機を使用する作業	

規制の内容

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものを「特定建設作業」としています。

こうした作業を伴う建設工事を指定地域内において施工しようとする場合は、法律の規制基準を遵守する義務が生じる他、作業を行う前に市への届出が必要となります。

指定地域とは

騒音規制法及び振動規制法第3条では、「市長は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、騒音・振動について規制する地域として指定しなければならない」と定められています。「指定地域」は、これに基づき指定された地域を指します。

苫小牧市における指定地域は、騒音・振動ともに工業専用地域・柏原地区・臨港地域・市街化調整区域(一部指定あり)を除く市内全域となっています。

詳細な図面は、市ゼロカーボン推進室で縦覧している他、ホームページでもご確認いただけます。

https://www.city.tomakmai.hokkaido.jp/files/00015402/20220401_kisei_map.pdf

特定建設作業の種類

特定建設作業の種類は以下の表のとおりです。

騒音

	特定建設作業の種類	備考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん(くい打機)、圧入式くい打くい抜機(くい打くい抜機)、くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打ち機を使用する作業	-
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15 kW以上のものに限り、さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	(コンクリートプラント)モルタル製造用以外のものであつて、混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限り、(アスファルトプラント)混練重量が200 kg以上のものに限り。
6	バックホウを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80 kW以上のものに限り。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70 kW以上のものに限り。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40 kW以上のものに限り。

振動

	特定建設作業の種類	備考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん・圧入式くい打機(くい打機)、油圧式くい抜機(くい抜機)、圧入式くい打くい抜機(くい打くい抜機)を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超えない作業に限る。手持式のものを除く。

対象作業の例は7ページ以降に記載しています。

当該作業が、その作業を開始した日に終わるものは規制の対象外となります。

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

特定建設作業は、以下のとおり規制されています。

規制内容	騒音	振動
騒音又は振動の大きさ (作業場所の敷地境界線)	85 デシベル	75 デシベル

規制内容	地域区分①	地域区分②
作業時刻	午後(夜)7時～翌日午前(朝)7時の 時間内でないこと。	午後(夜)10時～翌日午前(朝)6時の 時間内でないこと。
1日当りの作業時間	10時間／日を超えないこと。	14時間／日を超えないこと。
作業期間	連続6日を超えないこと。	
作業日	日曜日・その他の休日でないこと。	

なお、地域区分は、概ね次表のとおりとなっています。

	騒音規制法 区域区分	振動規制法 区域区分	都市計画法における用途地域
地域区分 ①	第1種区域	第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域
	第2種区域		第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
	第3・4種区域	第2種区域	(商業地域・工業地域等下欄記載の地域のうち) 学校、保育所、病院、患者を入院させるための 施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人 ホームの敷地の周囲から概ね80 mの区域内
地域区分 ②	第3種区域		近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域		工業地域

騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとされています。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値。

工場振動及び建設作業振動の振動レベルは次のとおりとされています。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とすること。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、原則としてその変動ごとの指示値の最大値10個の平均値とすること。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、原則5秒間隔で100個の測定値を得たうえ、その80パーセントレンジの上端の数値とすること。

以下の場合は、本規制の適用除外となります。

- ・災害その他非常の事態の発生により、作業を緊急に行う必要がある場合。
- ・人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に作業を行う必要がある場合。
- ・鉄道・軌道の正常な運行を確保するため夜間において作業を行う必要がある場合。
- ・道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合。
- ・変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させなければ、作業に従事する者の安全が確保できないため、特に作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合。

特定建設作業の実施に係る届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、当該作業の開始日の7日前までに特定建設作業の実施に係る届出を提出する必要があります。

なお、届出要領は、4ページ以降に記載されていますのでご参照ください。

その他規制に係る重要事項

2ページに記載の基準に適合しないと認められる場合、市は以下の措置を講じることができます。

(1) 改善勧告

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が、規制に関する基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、期限を定めて、騒音又は振動の防止方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

(2) 改善命令

改善勧告を受けた者が、その勧告に従わずに特定建設作業を行っている場合は、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じる事ができます。

(3) 報告の徴収

特定建設作業の実施の状況や騒音・振動の防止の方法等について報告を求めることができます。

(4) 立入検査

建設工事の場所に立入り、特定建設作業に使用される機械、騒音・振動を防止するための施設等を検査することができます。なお、立入検査をする際、職員は必ず身分証明書を携帯しています。

上記に加え、作業に係る届出を怠ったり虚偽の届出を行った場合、改善命令に従わない場合又は報告・検査を拒む等、これらの法律の規定に違反した者に対しては、罰則の適用があります。

基準を超えた作業は、周辺からの苦情の原因となります。
周辺環境に配慮した作業方法・計画を心がけるようお願いいたします。



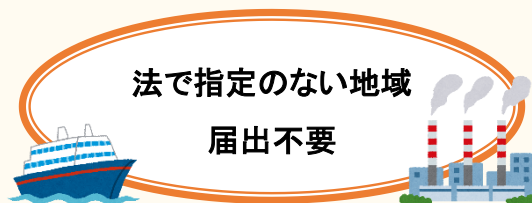
補足：指定地域外での作業について

騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の規制は、**指定地域内での作業**に限られています。

指定地域外における作業の規制については、北海道公害防止条例で定めがあり、第59条にて、法の規制地域外かつ規制基準が定められている地域で特定建設作業を伴う建設工事を行う際は、条例に基づく届出が必要とされています。一方で、現在、本市において条例に基づく規制基準は定められていません。よって、本市では、**条例に基づく届出は不要**となります。

このことから、以下の地域で特定建設作業に該当する作業を行う場合、届出は不要です。

届出対象外地域
工業専用地域
市街化調整区域(一部指定地域あり)
臨港地区(一部準工業地域)
柏原地区(工業地域)



※表中括弧書きのとおり、届出対象外地域の中でも一部届出対象となる地域があるため、あらかじめ指定地域をご確認いただくようお願いいたします。

届出要領

特定建設作業の届出は、以下の要領に従ってください。

届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者（自ら施工する場合は、自主施工者）

届出期限

特定建設作業開始日の7日前

ただし、災害やその他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、本市にその旨ご一報いただくとともに、届出が可能な状況になり次第、速やかに提出するようにしてください。



日	月	火	水	木	金	土
	7	8	9	10	11	12
13	14	15				

15日に作業を開始する場合、提出期限は7日まで

※届出期限が本市の休日（土・日曜日、祝日）にあたる場合は、「苫小牧市の休日に関する条例」に基づき休日の翌日をその期限とみなします。

届出の提出方法

(1) ご持参または郵送

提出先：苫小牧市 ゼロカーボン推進室 環境保全担当（苫小牧市字沼ノ端2番地25）

必要部数：2部（1部は副本としてお返しします。）

(2) 電子メール

提出先：苫小牧市 ゼロカーボン推進室 環境保全担当

アドレス：z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

必要となる添付書類

(1) 工事工程表

特定建設作業の工程を明示するとともに、工事全体の主要工種を記載した工程表

(2) 特定建設作業の場所の付近見取図

住宅地図など現場周辺の状況がわかるもの

(3) その他

使用する機材のカタログ等

(記載例)

特定建設作業実施届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

苫小牧市長 様

届出者 住所
(元請人) 苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇〇〇〇〇建設工事				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇造 〇階建て 〇〇 m ²				
特定建設作業の種類	(騒音) さく岩機を使用する作業				杭の種類・本数
	(振動) ブレーカーを使用する作業				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	(騒音) 油圧ブレーカー 〇〇社製 〇〇-〇〇				
	(振動) 油圧ブレーカー 〇〇社製 〇〇-〇〇				
特定建設作業の場所	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号				
特定建設作業の実施の期間	(騒音) 自 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇日間				作業をしない日 日曜、祝日
	(振動) 自 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇日間				
特定建設作業の開始及び終了の時刻	騒音	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
		自 8 時	自 12 時	日曜日を除く 10日間	4 時間
	振動	自 8 時	自 12 時	日曜日を除く 10日間	4 時間
		自 13 時	自 17 時	日曜日を除く 10日間	4 時間
				用途地域 商業地域	
騒音の防止方法	現場を養生シートで仮囲みする他、効率よく作業することで騒音防止に努める。				
振動の防止方法	可能な限り衝撃による施工を避ける等、無理な負荷をかけないように努める。				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 0144-00-0000				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇 〇〇 電話番号 0144-00-0000				
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇 苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇 電話番号 0144-00-0000				
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇 〇〇 電話番号 0144-00-0000				
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果					
添付書類	1 付近見取図(現場の敷地境界から200m以内の状況がよくわかるもの。) 2 工事工程表(全工程表に当該特定建設作業の工程を赤色で明示したもの。)				

- 備考 1 特定建設作業の種類のカラムには、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
2 特定建設作業の実施の期間のカラムには、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻のカラムに記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
4 ※印のカラムには、記載しないこと。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記載要領

届出者

届出者は作業の「元請業者(自ら施工する場合は、自主施工者)」となります。

名称・住所・法人にあつては代表者氏名を記載してください。

共同企業体の場合は、企業体の名称を記入したうえ、代表会社の住所・名称・代表者氏名を併記してください。

本社が遠隔地にある場合は、本社の住所・法人の名称・代表者氏名を記入した上、その代理人として支店などの所在地・支店等の名称・支店長の氏名を併記してください。

特定建設作業の種類

騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載してください。

	番号	特定建設作業の種類
騒音	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
	2	びょう打ち機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業
	4	空気圧縮機を使用する作業
	5	コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業
	6	バックホウを使用する作業
	7	トラクターショベルを使用する作業
	8	ブルドーザーを使用する作業
振動	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業
	3	舗装版破碎機を使用する作業
	4	ブレーカーを使用する作業

実働時間

1日あたりの最大作業時間を記載してください。

作業をしない日

適用除外に該当しない限り、特定建設作業を日曜日及びその他休日に行うことは禁止されています。これに加えて作業しない日があれば、追記してください。

注 祝日が土曜日にあたる場合についても「その他休日」に該当します。

下請人

下請人がいない場合は、記入不要です。

その他：近隣周知について

届出の際、①近隣から苦情等が寄せられた際の担当者及びその連絡先②現時点での近隣に対する周知有無(これから周知を行う場合はその時期)についてご確認させていただきます。

「突然作業が始まった」、「いつ作業が終わるのだろう」といった不安感が苦情の原因になります。事前に作業の周知(開始・終了の時期等)を知らせることで、トラブルを未然に防ぐことができます。できる限り、近隣への周知を徹底していただくようお願いいたします。

特定建設作業の種類(詳細)

くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん(くい打機)、 圧入式くい打くい抜機(くい打くい抜機)、 くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。

振動	番号	特定建設作業の種類	備考
	1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん・圧入式くい打機(くい打機)、 油圧式くい抜機(くい抜機)、 圧入式くい打くい抜機(くい打くい抜機)を除く。

※直接打ち込み工法が騒音・振動規制の対象となります。施行令別表第2に記載はありませんが、
場所打ち込みくい工法、圧入工法及び埋め込み工法は規制対象に含まれません(くい抜も同様)。

作業例及び届出要否

○印 届出必要

×印 届出不要

特定建設作業の種類	使用機材(作業)	騒音 規制 法	振動 規制 法	備考
くい打機	・打撃工法 ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、 油圧パイルハンマ、エアハンマ、 スチームハンマ	○	○	
	・埋め込みくい工法(アースオーガ) プレボーリング工法、中掘工法等に加え、 直接打ち込み工法を併用するもの	×	○	直接打ち込み工法を 併用しないものは対象外
	・埋め込み工法 プレボーリング根固め工法	×	×	別称:セメントミルク工法
	・圧入工法 油圧圧入、ワイヤー圧入、回転圧入	×	×	
	・もんけん(人力によるもの)	×	×	
	・場所打ち込みくい工法 オールケーシング(ベント)工法 アースドリル工法 リバースサーキュレーション工法	×	×	
くい抜機	・打撃工法 パイルエキストラクター	○	○	
	・油圧式	×	×	
くい打くい抜機	・振動工法 バイブロハンマ	○	○	
	・圧入工法 油圧圧入、ワイヤ圧入、回転圧入	×	×	別表第2の除外対象

※くい抜作業のうち、油圧オーガ等により杭周を削孔後、ワイヤーにて杭を引き抜く工法(オーガケーシング工法等)により行われるものについては本規制の対象外となります。

びょう打ち機を使用する作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	2	びょう打ち機を使用する作業	-

作業例及び届出要否

使用機材(作業)	騒音規制法	備考
リベッティングハンマ	○	
その他 (インパクトレンチによる高張力ボルト締め等)	×	

さく岩機を使用する作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

振動	番号	特定建設作業の種類	備考
	4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 手持式ものを除く。

作業例及び届出要否

使用機材(作業)	騒音規制法	振動規制法	備考
ブレーカー	手持式	○ ×	空圧・油圧・エンジン・電動式等、ピックハンマ等
	その他	○ ○	アタッチメント式ジャイアントブレーカー
さく孔を主とするもの	○	×	ジャックハンマ(シンカ、ハンドハンマ)、レッグドリル(レッグハンマ)、ストーバ、ドリフタ、クローラドリル、ドリルジャンボ、ダウンザホールドリル等
その他	×	×	コンクリートカッター、コンクリート破壊機(ニブラ・TSクラッシャー)

空気圧縮機を使用する作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。

作業例及び届出要否

使用機材(作業)	騒音規制法	備考	
電動式	×	エンジン駆動のもののみ対象 (さく岩機の動力として使用する作業は除く。) ハンマー・リベット等に使用する際は届出対象	
その他	15 kW未満		×
	15 kW以上		○

コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント:モルタル製造用以外のものであって、混練容量が0.45m³以上のものに限る。 ・アスファルトプラント:混練重量が200kg以上のものに限る。

作業例及び届出要否

使用機材(作業)		騒音規制法	備考
コンクリートプラントを設けて行う作業			
モルタル製造用		×	工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもののみ
その他	15 kW未満	×	
	15 kW以上	○	
アスファルトプラントを設けて行う作業			
混練重量200 kg未満		×	工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもののみ
混練重量200 kg以上		○	

バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業

騒音	番号	特定建設作業の種類	備考
	6	バックホウを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
	7	トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
	8	ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

作業例及び届出要否

使用機材(作業)		騒音規制法	備考
バックホウを使用する作業			
80 kW未満		×	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
80 kW以上		○	
トラクターショベルを使用する作業			
70 kW未満		×	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
70 kW以上		○	
ブルドーザーを使用する作業			
40 kW未満		×	一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
40 kW以上		○	

※バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業に係る除外規定

「一定限度を超える大きさを超える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの。」とは、
 「平成九年建設省(現国土交通省)告示第千五百三十六号第二条第一項に定める**低騒音型建設機械**
 として指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」を指します。



低騒音型建設機械に指定されたものについては、
 左図のような「低騒音型建設機械ステッカー」が添付されています。

※低騒音型建設機械の型式は、下記URL(国土交通省ホームページ)をご参照ください。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

注意



ステッカーの上部に「89」と表記されているものがあります。

平成9年10月1日「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」施行以前に
 低騒音型建設機械として指定された建設機械19機種2737型式('89ラベル)は、経過
 措置期間が終了し、指定取り消しとなっています。

鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

振動	番号	特定建設作業の種類	備考
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-

舗装版破碎機を使用する作業

振動	番号	特定建設作業の種類	備考
	3	舗装板破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超えない作業に限る。

※なお、規制対象はドロップハンマ式の機械のみ

参考文献

- (1) 『地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き』 環境省 発行
- (2) 『騒音規制の手引き』『振動規制の手引き』 公益社団法人日本騒音制御工学会編
技報堂出版株式会社発行

お問い合わせ及び届出先

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25

苫小牧市 環境衛生部 ゼロカーボン推進室 環境保全担当

TEL:0144-57-8806 FAX:0144-57-8809

Mail: z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/souon_shindo_todokede.html

アクセス

